

あっせんの申立て事案の概要とその結果（平成 23 年度第 3 四半期）
デリバティブ関係(為替系)

一般社団法人全国銀行協会

事案番号	22年度(あ)第80号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を輸入しているが、そのうち、為替リスクヘッジニーズが存在しているのは、外貨建てで輸入している部分のみであり、本件契約のヘッジ比率は過大である。 ・当社社長は、B銀行担当者から本件契約について説明を受けたことはなく、本件契約の締結にも関与していない。当社担当者に対して、B銀行との日常の取引を委任していたことは事実であるが、本件契約のような重要な取引の場合は、当社社長へ直接説明するべきであった。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、A社担当者からの聴取により、A社の為替リスクヘッジニーズを把握し、本件契約の勧誘に至った。しかし、客観的資料による裏付けを行っておらず、結果としてヘッジ比率が過大となったことは認める。 ・当行は、A社の具体的な財務耐久性の検証を行っていなかった。 ・当行担当者は、当行との取引の窓口であったA社担当者を中心に本件契約の内容やリスクについて十分な説明を行っており、A社社長にも本件契約について説明を行っている。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年1月12日及び同年3月9日の両日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のリスク対象額の把握及び財務耐久性の検証が十分ではなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 23 年 10 月 21 日付けで和解契約書を締結した。

(注)紛争事案の概要は、銀行のお客さまにあっせん委員会の活動や役割をご理解いただくこと、また加入銀行において同種の紛争事案の再発防止や未然防止に役立てることを目的として掲載しています。

掲載に当たっては、当事者のプライバシー等に配慮したうえで、できる限り一般的・原則的な用語や表現に置き換えるなどの工夫をしています。

また、「あっせん手続の結果」は、あっせん委員会が個々の事案における取引経過や背景等を考慮したうえで判断したものであり、契約類型として類似した事案であっても、同様の判断となるものではないことにご留意ください。

事案番号	22年度(あ)第88号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外の仕入先と定期的に取り為替レートを取り決め、円建てで仕入れていたため、為替リスクヘッジニーズはほとんどなかった。 ・海外から部品を外貨建てで輸入する計画があることを、B銀行担当者に伝えたところ、本件契約を提案された。しかし、結果的に当該計画は実現しなかった。 ・当社社長は、本件契約の内容についてB銀行担当者から十分な説明を受けておらず、理解が不十分なまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社が海外送金を行っていたこと、A社社長から為替リスクヘッジニーズを聴取したことから、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約を勧誘した。 ・当行担当者は、A社が海外から直接外貨建てで部品を輸入する計画があることを聴取し、本件契約のヘッジ比率を算定した。しかし、当該計画は結果的に実現せず、為替リスクヘッジニーズの検証に不十分な点があったことは認める。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容等について十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年3月17日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズ及び財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成23年12月20日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	22年度(あ)第114号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約清算金等の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社の仕入価格は為替変動の影響を受けるが、販売先との交渉でそのリスクを

	<p>転嫁できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本件契約の説明に当たり、B銀行担当者から資料等を示されたことはなく、本件契約において、円高時における資金の受渡しが発生する条件となる実勢価格に達した後に、初めて詳細な説明をされた。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取により、為替リスクを負っている取引の対象額を確認し、決算書類等の提出を求め裏付けをとった。 ・ヘッジ比率等は決算書類から算出し、さらにA会社の財務耐久性についても本件契約のリスクに耐えうると判断した。 ・本件契約は所定の資料を用いて説明しており、後日取引条件を記載した書面も交付している。 ・しかしながら、当行はあっせん申立てがなされたことに鑑み、一定の負担をする用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年4月7日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社に交付した本件契約の条件に関する書類等がわかりやすいものだとは言えず、条件に関するA社への説明も十分とはいえないことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成23年12月2日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	22年度(あ)第144号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約又は条件変更要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等の負担又は条件の変更を求める。 ・当社は海外から直接又は国内業者から原材料を仕入れており、国内で円建て販売している。直接海外からの仕入れはわずかであり、国内業者からの仕入価格はほとんど為替の影響を受けない。 ・本件契約はB銀行との関係を考慮して締結したものであり、本件契約は当社に不要なものである。 ・当社社長は金融商品の知識はほとんどなく、B銀行担当者に言われるがまま、本件契約関係書類に署名をした。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行はA社のメインバンクではない。 ・当行は、A社社長からの聴取等により、総仕入額の一定割合が輸入商品であることから、為替リスクヘッジニーズを確認し、本件契約の勧誘に至った。仕入価格

	<p>と為替相場の詳細な相関分析を行ってはいない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長に対し、本件契約の内容について十分な説明を行っており、財務状況も問題ないと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年4月 22 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流、仕入価格と為替変動の相関分析を行っていないなど為替リスクヘッジニーズの検証及び財務耐久性の検証が十分とはいえないことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 23 年 11 月 17 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	22年度(あ)第203号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から直接または、国内商社を通じて、国内において加工・販売している。海外仕入の約半分を占める直接貿易の大半は外貨建て取引である。 ・本件契約の対象通貨と、当社が仕入で使用する通貨が異なっており、本件契約はオーバーヘッジである。 ・B銀行は当社の準メインバンクでもあり、本件契約の勧誘を断りきれずに締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・A社の商流からみて、為替リスクヘッジニーズがあることは確認し、本件契約の締結に至った。また、外貨建て仕入高も検証し、オーバーヘッジではないと認識している。 ・本件契約の対象通貨については、当行が他の通貨の商品を提案した上で、A社社長が自己の判断で選択したものである。結果として、当該通貨取引におけるヘッジニーズの把握が正確でなかった面があることは認める。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年4月

	<p>14日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、B銀行に対して、本件契約の通貨の実需額を含め、A社のヘッジニーズの検証が十分ではなかったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成23年12月2日付けで和解契約書を締結した。
--	--

事案番号	22年度(あ)第205号
申立ての概要	不十分な財務耐久性の検証で締結させられたデリバティブ取引の未払金等の負担要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引の未払金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を直接外貨建て又は国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。したがって、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、本件契約の内容、特に契約期間についてB銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流及び仕入価格が為替相場の変動の影響を受けていることを把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分なものではなかった点は認める。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容、契約期間及び内包されるリスク等について十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約に係る未払金の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年5月18日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分だったとはいえないことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社に対して、本件契約に係る未払金の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成23年10月4日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	22年度(あ)第233号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金の一部をB銀行が負担することを求める。 ・当社は海外から直接又は商社を通じて商品を仕入れて、国内で販売をしている。海外からは外貨建て、商社からは円建てで仕入れている。B銀行が主張する外貨建ての仕入れ額は、実際よりもかなり大きく、本件契約におけるヘッジ額は過大である。 ・B銀行の担当者から、解約清算金や商品のリスクについての具体的な説明は受けていない。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・A社が海外から商品を仕入れていることを聴取のうえ、為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の締結に至った。 ・当行担当者は、A社担当者から、A社の年間海外仕入総額について聴取しているものの、聴取を裏付ける客観的資料は徴収しておらず、本件契約のヘッジ額及びヘッジ比率についての検証が不十分であったことは認める。 ・当行担当者は、本件契約の内容について資料交付の上、丁寧に説明しており、A社社長も十分理解していたと認識している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金の一部を負担する用意はある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年3月28日及び同年6月8日の両日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流並びにヘッジ額及びヘッジ比率の妥当性にかかる検証が十分とはいえないことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成23年12月1日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	22年度(あ)第237号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は国内の会社から商品を仕入れ、国内で販売しており、商品の一部の原

	<p>料の価格は為替相場の影響を受けるが、その仕入価格の上昇分を販売価格に転嫁することができたので、為替リスクヘッジニーズはほとんど存在しなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、本件契約の具体的なリスク等について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、本件契約の内容を理解しないまま締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取により、A社の商流や為替変動の影響を受けている仕入金額等を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・しかし、A社の仕入額は聴取によるものであって、客観的資料により裏付けをとっているものではない。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約の具体的なリスク等について資料を用いて複数回説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年3月 29 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 23 年 11 月8日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	22年度(あ)第266号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等の一部を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を特定の外貨建てで商品を仕入れた場合、それをそのまま外貨建てで販売するため、為替リスクヘッジニーズは存在しなかった。 ・上記以外の外貨建てで商品を仕入れた場合、当該商品を国内において円建てで販売するため、一定の為替リスクはあったが、短期為替予約をしていたことから、それ以上の為替リスクヘッジを行う必要はなかった。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、A社社長からの聴取等により、A社が外貨建てで直接仕入を行っていることを把握した上、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・海外から外貨建てで仕入れ、国内での販売も当該通貨のまま行うといった商流

	<p>は把握していなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、A社社長に対し、本件契約内容について十分な説明を行っており、また、A社社長はデリバティブ取引の知識及び経験を有していたことから、説明方法等に問題はなかったと考えている。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年5月 26 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、A社における為替リスクヘッジニーズの把握に係る検証が十分ではなかったこと等を問題点として指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 23 年 10 月4日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	22年度(あ)第289号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は国内メーカーから商品を仕入れて、日本国内で加工販売している。商品材料の一部は海外産のものもあるが、全て円建てで決済している。 ・当該商品市況の変動リスクについては、B銀行との間で別途締結している商品デリバティブ取引を行うことで足りており、本件契約は本来不要な取引であった。 ・本件契約の商品内容やリスクについて十分な説明を受けておらず、B銀行担当者からの「損はしない」との言葉を信じて契約した。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・A社社長から商流を聴取し、為替リスクヘッジニーズを確認した上で、本件契約の勧誘に至った。 ・A社の商品は、市場価格指標のほか、為替による影響もあるものと認識しており、本件契約が必ずしも不合理であるとは判断していない。 ・本件契約のメリット及びデメリット、中途解約により解約清算金の負担が発生することは説明しており、説明方法において問題はなかったと考える。 ・当該商品の仕入価格と為替変動の相関分析を行っていないことから、為替リスクヘッジニーズの検証が十分とはいえなかったことは認める。 ・本件契約の解約に応じ、解約清算金の一部を負担する用意はある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年5月 10 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、ヘッジ対象額の検証及び仕入商品と為替

	<p>相場の相関分析が不十分であったことを指摘した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 23 年 11 月 17 日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	22年度(あ)第304号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等の一部を負担することを求める。 ・当社の一部の事業については外貨の取り扱いがあるものの、外貨建て支払額からすれば、本件契約を締結するだけの為替リスクヘッジニーズはなく、明らかにオーバーヘッジである。 ・B銀行が主張する、当社の外貨実需額は実態と異なっており、外貨実需にかかるヒアリングを受けたこともない。 ・当社は、B銀行担当者から、本件契約のリスクに関する説明を受けていない。本件契約は執拗な勧誘を断りきれずに締結に至ったものである。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、A社担当者から、事業の中で外貨建ての支払があり、為替リスクヘッジニーズがあることを聴取した上で、本件契約の勧誘に至った。 ・本件契約の商品内容及びリスクについて丁寧に説明をしているので、説明方法については特段の問題はないと判断している。 ・当行担当者は、A社担当者から事業別の外貨取扱金額を聴取し、リスク対象額を把握していたが、客観的資料により裏付けをとっておらず、検証方法が必ずしも十分でなかった点は認める。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年5月10日、同年6月1日、同月30日及び同年8月22日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流把握、ヘッジ対象額、ヘッジ比率の検証が十分とはいえないこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 23 年 11 月9日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第1号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等の一部を負担することを求める。 ・当社は、海外から円建てで商品を仕入れ、国内の会社に円建てで販売しているほか、国内の会社から外貨建てで商品を仕入れて、海外に外貨建てで販売しているため、為替リスクヘッジニーズはほとんど存在しない。 ・当社は、本件契約の取引内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けていない。 ・当社の財務、本件契約に係るリスク耐久性は脆弱である。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社が海外から外貨建てで商品を仕入れていることを把握した上、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行担当者は、A社社長に対し、本件契約内容について十分な説明を行っており、A社社長の理解を得ていると考えている。 ・ただし、A社の財務耐久性の検証が不十分であったことは認める。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年5月 23 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズ及び財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が一定の解約清算金を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 23 年 10 月 18 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第2号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、外国産の商材を主に直接貿易、又は商社を通じて間接貿易によって仕入れているため、一定程度の為替リスクヘッジニーズはある。

	<ul style="list-style-type: none"> ・しかし、B銀行が主張する当社の間接貿易に係る仕入金額は、実際の仕入金額を大きく上回っており、ヘッジ比率は過大である。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社の商流が直接貿易及び間接貿易であることを把握した上で、間接貿易に係る仕入金額については客観的資料の確認もしていることから、当時としては、妥当なヘッジ比率であると判断し、本件契約の勧誘を行っている。 ・しかし、A社の間接貿易に係る仕入金額の検証をより丁寧に行うべきであったことは認める。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年 5 月 23 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対し、A社のヘッジ対象額、ヘッジ比率及び財務耐久性の検証が不十分である点を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社及びB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 23 年 12 月 19 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第17号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等の一部を負担することを求める。 ・当社の一部の事業については外貨の取り扱いがあるものの、外貨建て支払額からすれば、本件契約を締結するだけの為替リスクヘッジニーズはなく、明らかにオーバーヘッジである。 ・B銀行が主張する、当社の外貨実需額は実態と異なっており、外貨実需にかかるヒアリングを受けたこともない。 ・当社は、B銀行担当者から、本件契約について、商品のリスクに関する説明を受けていない。本件契約は執拗な勧誘を断りきれずに締結に至ったものである。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、A社担当者からA社の商流を聴取し、為替リスクヘッジニーズがあることを確認した上で、本件契約の勧誘に至った。 ・当行担当者は、A社担当者から海外送金額等について聴取しており、ヘッジ対象額及びヘッジ比率に関する検証は十分であったものと認識している。 ・本件契約の商品内容及びリスクについて丁寧に説明をしているので、説明方法については特段の問題はないと判断している。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年 5 月 24 日及び同年8月 31 日の両日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のリスク対象額の検証が不十分であったこと、及び契約期間が長すぎることを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 23 年 11 月7日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第20号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求等
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引の無効確認、又は、本件契約を中途解約し、解約清算金等の負担を求める。 ・当社は、海外から直接商材を円建てで仕入れ、これを国内顧客に対し円建てで販売していたが、本件契約を活用するために海外仕入れをドル建てに変更した。 ・本件契約の商品内容については、B銀行から一応の説明は受けてはいるものの、円高時の差損及び解約清算金の発生等のリスクについて具体的な説明は受けておらず、本件契約のリスクを十分に理解していたわけではない。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、海外仕入れをドル建てに変更する予定であるA社から依頼を受けて、本件契約を提案した。その際、決算書等で輸入仕入額を確認しており、為替リスクヘッジニーズを確認し、問題はなかったと認識している。 ・当行は、A社に対し、本件契約の具体的リスク等について十分な説明を行っており、A社は他行で同様のデリバティブ取引を行っている経験も勘案すると、説明方法等に問題はなかったと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年5月 25 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、ヘッジ比率及び為替リスクヘッジニーズの検証等が必ずしも十分とはいえない点を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。

	・平成 23 年 11 月 16 日付けで和解契約書を締結した。
--	----------------------------------

事案番号	23 年度(あ)第 26 号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、顧客からの注文に応じて、海外の工場で製造した商品を外貨建て又は円建てのいずれかで決済して仕入れ、国内において円建てで販売している。外貨建ての取引があるので、その範囲では為替リスクヘッジニーズは存在する。 ・ただし、本件契約の取引額は外貨実需を超えるものとなっており、オーバーヘッジである。 ・当社は、本件契約の商品内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けていない。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社の商流が直接貿易であることを把握しており、外貨建ての決済額についてはA社社長から聴取するとともに、決算書等で確認した上、本件契約の勧誘に至った。 ・A社は当行との間で複数のデリバティブ取引を行っていることから、本件契約にかかる理解は十分であったと判断している。 ・A社の財務耐久性の検証が不十分であったことは認める。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年 6 月 1 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対し、A社社長が本件契約の内容を十分に理解できる程度の説明がなされていたかどうかの疑いが残ること、及びA社の財務耐久性の検証が不十分であることを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 23 年 11 月 22 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23 年度(あ)第 27 号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)	・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担

の申出内容	<p>することを求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、顧客からの注文に応じて、外国の工場で製造した商品を直接貿易により輸入し、輸入代金は外貨建てまたは円建てのいずれかで決済している。 ・当社は本件契約締結前に、既に他行との間でデリバティブ取引を行っており、本件契約締結後のヘッジ比率は過大である。 ・本件契約の商品内容やリスクについて、B銀行から十分な説明を受けていない。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社から受領した決算書及びA社に対する聴取によって為替リスクヘッジニーズを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・A社は他行との間で複数のデリバティブ取引を締結しており、契約内容は十分理解していたはずである。 ・他行との間で締結していたデリバティブ取引を踏まえたヘッジ額の検証、及びA社の財務耐久性の検証が十分ではなかったことは認める。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年6月1日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対し、ヘッジ対象額、ヘッジ比率及び財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成23年10月17日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第40号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外の原材料を、複数の商社や国内企業を通して、円建てで仕入れており、国内の取引に円建てで販売している。当社の仕入価格は、国内市場における建値を基準として決めるため、為替リスクヘッジニーズは存在しなかった。 ・当社は、B銀行との付き合いを勘案して本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長から、A社における原材料の仕入価格が為替変動の影響を受けていることを聴取し、A社に為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社における為替の取扱量等を聴取し、ヘッジ対象額を把握し、ヘッジ比率を算出している。ただし、A社における原材料ごとの仕入価格と為替相場

	<p>の相関分析を行っていないことは認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本件契約に係る説明資料を交付し丁寧に説明しており、説明方法に問題はなかったと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年6月9日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、A社における為替リスクヘッジニーズの検証が十分とはいえないことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成23年10月4日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第47号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商材を外貨建てで仕入れ、これを国内において円建てで販売している。 ・当社は、販売価格に為替変動の影響を転嫁できていたため、当社には為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、本件契約の内容については、B銀行担当者から一応の説明は受けたものの、一部の説明書類の交付を受けておらず、また、円高時の差損、解約清算金の発生等のリスクについて具体的な説明を受けていない。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社が商材を外貨建てで仕入れていることを把握したことから、為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の締結に至った。 ・本件契約に内在するリスク等について、当行担当者はA社に対して十分な説明を行っており、さらにA社は他行ともデリバティブ取引を行っていたことなどから、当行の説明に対するA社の理解に問題はなかったと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年6月10日、同年7月20日及び同年10月13日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対し、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が必ず

	<p>しも十分であったとはいえないことを指摘した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 23 年 12 月 16 日付けで和解契約書を締結した。
--	--

事案番号	23 年度(あ)第 69 号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外の商材を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売しているため、為替リスクヘッジニーズはほとんど存在しない。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について一応の説明を受けたものの、円高時のリスク及び解約清算金についての具体的な説明は受けていない。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約の具体的リスク等について十分な説明を行っており、A社社長も本件契約の内容を理解した上で、本件契約を締結に至ったと考えている。 ・商材の仕入価格と為替相場の相関分析を行っていない。 ・A社の本件契約に係る財務耐久性の検証についても不十分であったと認識している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年6月 16 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの把握及び財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 23 年 10 月 12 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23 年度(あ)第 86 号
------	----------------

申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した為替及び金利デリバティブ取引において、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外又は国内の原材料を国内の会社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。当社は、仕入商品の原産地がどこであるかという点は意識しておらず、仕入価格も為替相場の影響を受けていなかった。 ・また、当社は、B銀行からの借入れについて、短期での返済を予定していたため、支払金利を固定化させるニーズは存在しなかった。 ・B銀行から、本件契約の中途解約時に解約清算金の支払義務が発生することについて説明されておらず、勧誘されるまま本件契約締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、A社の仕入原材料のうち海外産のものがあることから、為替リスクヘッジニーズが存在すると理解し、本件契約の勧誘に至った。 ・また、A社社長からの聴取により、変動金利建ての長期借入に基づく支払金利の固定化ニーズが存在することを確認している。 ・当行は、仕入価格と為替相場の相関分析が不十分であったことは認める。 ・当行担当者は、中途解約時の解約清算金の発生について十分に説明を行っており、A社社長の理解を得ていると認識している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年6月 27 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを問題点として指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、為替及び金利デリバティブ取引がいずれも有効であったことを確認し、本件為替デリバティブ取引については中途解約の上、B銀行が解約清算金の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 23 年 10 月 12 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第87号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商社を通じ海外から商品を円建てあるいは外貨建てで仕入れ、国内の

	<p>問屋に対して円建てで販売している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、為替リスクを当社の販売価格に転嫁することができたことから、為替リスクのヘッジニーズは極めて乏しい。 ・本件契約の取引額は、実需額を超えており、オーバーヘッジとなっている。 ・当社は本件契約の内容を十分に理解しないまま締結したものであり、契約期間も長期すぎる。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長から、商流や年間輸入仕入総額、他行との間の取引状況を聴取し、為替リスクヘッジニーズを把握した上で、本件契約の勧誘に至った。 ・A社からの聴取により、仕入額を確認した上でヘッジ比率の妥当性を検証しており、問題はなかったと考える。ただし、実際のA社の間接貿易部分の取引額の確認や相関分析を行わなかったことから、為替リスクヘッジニーズの検証が十分ではなかったことを認める。 ・契約当時のA社の財務耐久性について検証を行い、問題はなかった。 ・当行は、A社社長に対して、本件契約の内容を十分に説明しており、説明方法に問題はなかったと考えている。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年6月 23 日、同年8月 31 日及び同年 11 月4日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流の把握、ヘッジニーズ、財務耐久性の検証が不十分であること、契約期間が長期にすぎること等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 23 年 12 月 28 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第90号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金を負担することを求める。 ・当社は、海外から複数の外貨で商材を仕入れ、国内の企業に円建てで販売している会社である。 ・デリバティブ取引を必要としていたわけではないが、B銀行担当者から、儲かるからという断定的な表現で本件契約を提案され、再三断ったにもかかわらず執拗な勧誘を受けたため、仕方なく本件契約の締結に至った。

	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行担当者から、本件契約のリスクについての具体的な説明は受けていない。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、A社から外貨建てで商材の仕入れを行っていること、輸入が増加するという説明を受けていたことから、為替リスクヘッジニーズを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行担当者は、A社に対し、本件契約の内容について所定の資料で十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかった。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年6月 22 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対し、A社におけるリスク対象額及びヘッジ比率の検証が十分ではなかったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 23 年 11 月 17 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第94号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ契約の解約要求等
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金の負担及び既払決済金の返還を求める。 ・当社は、公衆サービス業であり、為替取引及び商品の輸出入は一切行っていない。B銀行が判断したエネルギー原料はリスク対象物とは思われないが、執拗な勧誘を受け、本件契約の締結に至った。 ・B銀行から本件契約に関する説明も十分に受けておらず、B銀行との付き合いを勘案して本件契約を締結した。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社の業務上のエネルギー原料について、為替の影響を受けることを聴取し、為替リスクヘッジニーズが存在すると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関性について認識を共有した上で、本件契約を締結したと判断しているが、為替リスクヘッジニーズの把握が必ずしも十分ではなかったことを認める。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年7月 7 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対し、為替リスクヘッジニーズの把握及びヘッジ対象額の検証が不十分であったことを指摘した。

	<ul style="list-style-type: none"> ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 23 年 10 月 24 日付けで和解契約書を締結した。
--	--

事案番号	23年度(あ)第95号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金の一部を負担することを求める。 ・当社は、商品の大部分を国内企業から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売しているため、為替リスクヘッジニーズは存在せず、本件契約を締結する必要はなかった。 ・当社は、B銀行担当者から商品内容について具体的な説明を受けておらず、理解も十分ではないままに本件契約を締結した。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の仕入額等を把握した上、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・A社の仕入商品と為替相場の相関分析は行っていない。 ・当行は、A社に対して本件契約の内容を十分に説明しており、説明方法に問題はなかったと考えている。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年6月 24 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社における為替リスクヘッジニーズの把握及び財務耐久性の検証が十分ではなかったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 23 年 10 月 11 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第96号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等の一部を負担することを求める。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、海外で生産された商品を直接輸入により外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。したがって一定の為替リスクヘッジニーズは存在する。 ・本件契約の取引額は仕入れの実需額を超えており、ヘッジ比率が過大であった。また、契約期間も長すぎる。 ・当社は、本件契約の締結に当たり、B銀行より本件契約についての説明を受けてはいるものの、円高時のリスクや中途解約した場合の解約清算金について十分に理解していなかった。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、外貨建てで海外から商品を直接輸入していることを把握した上、為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、他行との取引を考慮に入れた上で本件契約のヘッジ比率を算出しており、ヘッジ比率に問題はなかったと認識している。また、財務耐久性の検証も適切に行っている。 ・当行は、A社担当者に対して、本件契約にかかる提案書を交付し、商品内容やリスクについて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったと考える。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年7月8日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、ヘッジ対象額の検証等が必ずしも十分ではなかったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社及びB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成23年10月4日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第101号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等の一部を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を国内商社等を通じて円建てで仕入れ、国内で販売している。 ・当社の仕入商品は海外産のものであるが、為替変動よりも、市場需給による影響を受けるものであり、また、当社は仕入価格の増加分を販売価格に転嫁することが可能であるため為替リスクヘッジニーズは乏しかった。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、B銀行から十分に商品説明を受けておらず、勧められるままに本件契約を締結した。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社から、仕入商品が為替相場の影響を受けていることを聴取し、A社のヘッジニーズを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社担当者からの聴取結果に基づいてヘッジ対象額を把握し、ヘッジ比率の検証を的確に行ったと認識している。 ・当行は、仕入価格と為替相場の相関分析が十分ではなかった点は認める。 ・当行は、A社担当者に対して、本件契約の内容を十分に説明しており、説明方法に問題はなかったと考えている。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年7月 29 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、仕入価格と為替相場の相関分析を行っていないこと等、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が十分とはいえないことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 23 年 10 月 25 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第106号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商品を全て円建てで仕入れ、円建てで販売しており、仕入価格も数年間に固定されており、為替リスクヘッジニーズは存在しなかった。 ・当社は、本件契約の勧誘を再三断ったが、B銀行担当者から円高のリスクが小さいとの執拗な勧誘を受け、リスクやデメリットにつき十分に理解せず、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長等からの聴取により商流を把握し、為替リスクヘッジニーズを確認したうえ、本件契約の勧誘を行ったものの、それを裏付ける客観的資料をA社から入手しなかったことは認める。 ・A社の本件契約から発生しうる差損額にかかるリスク耐久性については十分検証し、問題はなかったと認識している。 ・当行担当者は、A社社長等に対して資料を提示し、数回にわたり本件契約の商品性やリスクについて説明しており、説明方法に問題はなかったと考えている。

あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年7月 11 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 23 年 10 月 19 日付けで和解契約書を締結した。
---------------	---

事案番号	23 年度(あ)第 111 号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外及び国内業者から資材等を直接仕入れ、国内業者に販売している。海外からの仕入れは外貨建てであるが、全体の仕入の一部であり、為替リスクヘッジニーズは限定的なものであった。 ・本件契約の取引額は実際の海外からの輸入仕入額からすると過大であった。 ・B銀行担当者は、締結権限のない当社担当者に対してのみ商品等の説明を行い、当社社長に対しては一切説明を行わなかった。その結果、当社社長の承諾なく、当該担当者が独断で本件契約を締結してしまった。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、A社からの聴取により、資材等の全仕入額の相当額を海外業者から直接外貨建てで仕入れていることを把握した上、為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行担当者は、A社の仕入額や仕入単価について客観的資料の提出を求めず、ヘッジ対象額についての検証が不十分であったことは認める。 ・当行担当者は、A社担当者に対して、本件契約の内容を十分に説明しており、本件契約の説明方法に問題はなかったと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年7月 14 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズ及び財務耐久性の検証が不十分であったことを問題点として指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。

	・平成 23 年 10 月 17 日付で和解契約書を締結した。
--	---------------------------------

事案番号	23 年度(あ)第 112 号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内の会社から商品等を円建てで仕入れ、それらを国内において円建てで販売している。商品の一部は外国産ではあるものの、ほとんど為替変動の影響を受けていなかったため、為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・B銀行から、本件契約を締結すると儲かるといった説明を受けただけであり、商品内容については理解していない。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の為替リスクヘッジニーズを把握し、適切なヘッジ比率となるように本件契約を提案した。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容について十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったと考えている。 ・為替リスクヘッジニーズの検証に当たっては、客観的資料を入手しておらず、商社の仕入先等の状況の把握が必ずしも十分ではない点は認める。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年7月 11 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流等を踏まえた為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が一定の解約清算金等を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 23 年 10 月 12 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23 年度(あ)第 116 号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から直接外貨建て又は国内の会社を通じて円建てで商品を仕入

	<p>れ、それを円建てで販売していることから、一定の為替リスクヘッジニーズは存在する。</p> <p>・しかし、本件契約は、B銀行に勧誘されるままに締結したものであり、結果的にオーバーヘッジとなっている。</p>
相手方銀行 (B銀行)の見解	<p>・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流及び輸入取引額を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。</p> <p>・A社の外貨による輸入分に加え、国内からの仕入分も海外からの輸入商品であることから、A社に為替リスクヘッジニーズが存在することを確認していたが、個々の商品価格と為替相場の相関分析をしていない。</p> <p>・当行は、A社との間で複数の契約を締結していることから、A社のデリバティブ取引に係る知識及び経験は問題ないと判断している。</p> <p>・当行は、A社のヘッジ対象額の検証が十分ではなかった可能性がある点は認める。</p> <p>・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。</p>
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <p>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年7月 15 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</p> <p>・あっせん委員会は、B銀行に対し、ヘッジ対象額の検証が必ずしも十分であったとはいえないことを指摘した。</p> <p>・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。</p> <p>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</p> <p>・平成 23 年 10 月 18 日付けで和解契約を締結した。</p>

事案番号	23年度(あ)第118号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<p>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等の一部を負担することを求める。</p> <p>・当社は、原材料及び商品を、海外から直接外貨建てで、又は商社を通じて円建てで仕入れており、外貨建ての仕入については為替リスクヘッジニーズが存在する。</p> <p>・本件契約は、他行のデリバティブ取引も含めると当社の実需を超えており、オーバーヘッジとなっている。</p> <p>・当社は、B銀行担当者から十分に商品説明を受けておらず、勧められるままに</p>

	本件契約を締結したものである。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社担当者から、A社の商流として商品を海外から仕入れていることを聴取した上、為替リスクヘッジニーズを把握し、適切なヘッジ比率となるように本件契約を提案した。 ・当行は、本件契約の内容を十分に説明しており、説明方法に問題はなかったと考えている。 ・他行とのデリバティブ取引を含めたヘッジ額の検証が不十分であったことは認める。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年7月 27 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、他行とのデリバティブ取引を含めたヘッジ額についての検証が必ずしも十分とはいえないこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 23 年 12 月1日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第119号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、原材料及び商品を、海外から直接外貨建て、又は商社を通じて円建てで仕入れており、直接外貨建てで輸入している部分において為替リスクヘッジニーズは存在する。ただし、他行のデリバティブ取引も含めたヘッジ額はオーバーヘッジとなっている。 ・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社担当者からA社が海外から商品を輸入していることを聴取したことから、A社の為替リスクヘッジニーズを把握し、適切なヘッジ比率となるように本件契約を提案した。国内商社からの円建ての仕入部分については、仕入商品と為替相場の相関分析を行っていない。 ・A社からは、他行の契約状況を聴取していたものの、結果としてすべての取引を正確に把握できていなかったことは認める。 ・当行は、A社担当者に対して、本件契約の内容について十分な説明を行っており、問題はなかったと考えている。

あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年7月 27 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズ及びヘッジ比率等の検証が必ずしも十分とはいえないことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 23 年 11 月 24 日付けで和解契約書を締結した。
---------------	---

事案番号	23 年度(あ)第 120 号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等の負担をすることを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで仕入れ、それを加工した上で、国内の会社に円建てで販売していることから、一定の為替リスクヘッジニーズは存在する。 ・当社は、B銀行から強い勧誘を受けたため、断りきれず本件契約の締結に至った。 ・当社は、本件契約を締結する前に、B銀行に対し、商品の輸入量が大幅に減少することを伝えていたが、B銀行はそれを考慮せず、本件契約を勧誘し、結果としてオーバーヘッジになった。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、A社担当者からの聴取等により、A社の商流を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・本件契約締結以前において、A社から輸入が減少するということを伝えられていない。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年7月 12 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成 23 年 10 月 3 日付けであっせん手続を打ち切った。

事案番号	23 年度(あ)第 121 号
------	-----------------

申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで仕入れ、それを加工した上で、国内の会社に円建てで販売していることから、一定の為替リスクヘッジニーズは存在する。 ・当社は、B銀行から強い勧誘を受けたため、断りきれず本件契約の締結に至った。 ・当社は、本件契約を締結する前に、B銀行に対し、商品の輸入量が大幅に減少することを伝えていたが、B銀行はそれを考慮せず、本件契約を勧誘し、結果としてオーバーヘッジになった。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、A社担当者からの聴取等により、A社の商流を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社から輸入量が減少することを聴取しており、その減少に合わせて本件契約を提案している。しかしながら、ヘッジ対象額や為替リスクヘッジニーズの検証において十分でなかった点があることは認める。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年7月 13 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成 23 年 10 月3日付けであっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第134号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内のメーカーから商品を円建てで仕入れ、これを国内において円建てで販売している。仕入先も、海外の材料は仕入れていないこと、国内の工場では製品を製作していることから、為替リスクヘッジニーズは存在しない。 ・本件契約は、他行とのデリバティブ取引で生じた為替差損の損失を埋める意味で締結しており、B銀行にもこの趣旨を説明している。
相手方銀行	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の仕入商品価格は、仕入先から為替変

(B銀行)の見解	<p>動の影響を転嫁されており、これを販売先に転嫁できないことを把握したため、為替リスクヘッジニーズが存在すると判断し、本件契約の勧誘に至った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社に対し、本件契約の具体的なリスク等について十分な説明を行っており、また、A社は他行ともデリバティブ取引を行っていたことも勘案すると、知識、経験に問題はなく、当行の商品説明方法については問題なかったと認識している。 ・当行は、A社が本件契約のリスクに対する十分な財務耐久力を有していると判断した。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年8月3日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対し、A社の商流では為替リスクヘッジニーズがあるかどうか極めて疑問であること、財務耐久性の検証が不十分であった点等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成23年11月2日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第141号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商材の一部を主に外貨建てで直接仕入れ、これを国内において円建てで販売しているため、為替リスクヘッジニーズは存在する。 ・しかし、本件契約締結当時の輸入実績を前提とすると、本件契約は明らかに過大なヘッジ比率となっている。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・A社は、外貨建てで海外から商品を直接仕入れており、直接貿易の形態であることから、為替リスクヘッジニーズを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社担当者からの聴取により、ヘッジ対象額及びヘッジ比率を把握していたが、取引明細書を徴求する等客観的な資料に基づいた検証を行ったわけではないことを認める。 ・A社の財務耐久性の検証を行っており、問題はなかったと理解している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年8月3日、A社とB銀行から事情聴取を行った。

	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社における為替リスクヘッジニーズ等の検証が不十分であった点を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 23 年 11 月 2 日付けで和解契約書を締結した。
--	---

事案番号	23年度(あ)第142号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外産の商材を海外から直接外貨建てで又は国内商社を通じて円建てで仕入れ、日本国内において円建てで販売している。海外の商材を仕入れることから、一定の為替リスクヘッジニーズはある。 ・本件契約の取引額は当社の仕入実需額を超えるものであり、また、当社の財務耐久力からみれば、本件契約による為替差損額は耐えられるものではなかった。 ・B銀行担当者からは、円高時の損失の発生や解約時の解約清算金の発生等、本件契約に伴うリスクを具体的に説明されなかった。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長から、A社が海外産の商材を、海外から外貨建てで直接仕入れる方法又は国内商社から円建てで仕入れる方法により仕入れていることを聴取し、為替リスクヘッジニーズを確認した上、本件契約の勧誘に至った。 ・A社からA社の取引実需額を聴取しており、リスク対象額、ヘッジ比率も適切であったと考える。 ・A社の本件契約にかかる財務耐久性の検証は行っており、問題はなかったと判断している。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約の具体的リスク等について、所定の資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年 7 月 28 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対し、ヘッジ比率及び財務耐久性の検証が必ずしも十分とはいえなかったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 23 年 11 月 15 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)145号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等の一部を負担することを求める。 ・当社は、取扱商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れているため、仕入商品の中に輸入品があるかどうかはわからない。 ・当社は直接の輸入取引を行っておらず、仕入価格も為替相場以外の要因により決定されることから、為替相場変動の影響を受けておらず、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者の勧誘を断りきれずに本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、海外の商品を国内の会社から仕入れていることを把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。ただし、それを裏付ける客観的資料は求めなかった。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関分析を行っていない。 ・当行は、A社担当者に対し、本件契約内容及び具体的リスク等について十分な説明を行っており、問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年8月1日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対し、為替リスクヘッジニーズ及び財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成23年10月28日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第149号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、取扱商品の一部を、海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。したがって一定の為替リスクヘッジニーズは存在していた。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、本件契約締結以前に、他行でデリバティブ取引を行っており、為替リスクをヘッジしていたので、それ以上のヘッジは不要であった。本件契約は相手方銀行との付き合いを勘案し締結に至ったものである。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社が直接貿易をしていることを把握した上、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・A社は本件以外にも複数のデリバティブ取引を行っており、知識及び経験上問題がないと判断した。 ・A社の財務耐久性の検証が不十分であったことは認める。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年7月 28 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、財務耐久性及びヘッジ比率の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 23 年 10 月 24 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第151号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商材の仕入先、販売先の仲立業者であって、海外で生産された商材を国内の商社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・仕入価格は仕入先と販売先が直接決定し、当社の主な商材の販売価格は、当該仕入価格に一定の利益を乗せて販売していることから、為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、本件契約の内容やリスク等について、B銀行担当者から十分な説明を受けていない。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、A社の商流を把握した上、A社担当者からA社の商材の仕入価格が為替変動の影響を受けていることを確認し、本件契約の勧誘に至ったものであり、A社が仲介業者であることや、仕入価格に一定の利益を乗せて販売していることなどの説明は受けていなかった。ただし、A社の仕入価格と為替相場の相関分析をしていなかったことを認める。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、本件契約締結に際し、A社の売上高や現預金等を分析し、A社が本件契約のリスクを負担するに足る財務耐久力を有していると判断した。 ・当行は、本件契約締結に際し、A社代表者に対し、取引内容やリスク等について資料を交付した上で十分に説明しており、問題はなかったと認識している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年7月 26 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流の把握、為替リスクヘッジニーズ及び財務耐久性の検証が不十分である点を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 23 年 11 月 25 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第158号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を直接外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・商品の仕入価格は当該商品の需給により変動するものであって、為替相場の影響は極めて小さく、為替リスクヘッジニーズはほとんど存在していなかった。 ・当社社長は、本件契約の取引内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社が直接貿易をしていることを把握し、直接貿易であることから、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。A社社長から仕入価格が為替相場の影響を受けることは確認していた。 ・A社の本件契約のリスクに対する財務耐久性の検証を行い、問題ないものと判断した。 ・当行は、本件契約の内容について十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年8月 23 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社における為替リスクヘッジニーズの把

	<p>握及び財務耐久性の検証が十分とはいえないことを指摘した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 23 年 11 月 15 日付けで和解契約書を締結した。
--	--

事案番号	23年度(あ)第164号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内業者が加工した製品を円建てで仕入れ、取引先に対して円建てで販売しており、為替リスクヘッジニーズはなかった。 ・当社は、本件契約の取引内容についてB銀行担当者から十分な説明を受けておらず、B銀行担当者の執拗な勧誘を受けて本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の仕入商品価格が為替変動の影響を受けることを確認の上、為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。ただし、A社の仕入価格と為替相場の相関分析を行っていないことは認める。 ・当行は、A社担当者に対し、本件契約の具体的リスク等について十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年8月23日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対し、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であり、仕入価格と為替相場の相関分析を行っていないことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 <p>平成 23 年 11 月 16 日付けで和解契約書を締結した。</p>

事案番号	23年度(あ)第170号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の損害賠償請求
申立人の属性	法人

<p>申立人(A社)の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引についての損害を賠償することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を直接外貨建て又は円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社において、為替相場の影響を受ける仕入額は、当社の仕入額全体からみて少額であり、かつ、為替リスクについては、これを販売価格に転嫁できたので、当該取引については為替リスクヘッジニーズはなかった。 ・さらに、当社は、他行との間でもデリバティブ取引を行っており、本件契約は投機的な意味合いが強いものである。
<p>相手方銀行(B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流及び輸入取引額を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の締結に至った。 ・当行は、A社の輸入取引額及び仕入先への支払通貨等について、客観的資料による確認をしなかったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容について十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
<p>あっせん手続の結果</p>	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年7月 25 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズ及びリスク対象額の把握に係る検証が必ずしも十分ではなかったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社に一定の解決金を支払うというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 23 年 10 月 13 日付けで和解契約を締結した。

<p>事案番号</p>	<p>23年度(あ)第172号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>法人</p>
<p>申立人(A社)の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から直接外貨建てにより、又は商社を通じて円建てで商品を仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は、商品の一部を海外から直接外貨建てで仕入れていたが、仕入額は少額であったため、為替リスクヘッジニーズは限定的であった。 ・当社は、B銀行担当者から、本件契約のリスクに関する説明を受けていない。

<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社の商流をA社社長から聴取し、輸入取引額及び為替リスクヘッジニーズを確認の上、本件契約の勧誘に至った。 ・A社社長からは、A社の外貨による輸入分に加え、国内商社からの仕入分についても当該商社が海外から輸入しているため、為替リスクヘッジニーズがあることを確認した。 ・A社は、当行や他行との間で複数の契約を締結していることから、A社のデリバティブにかかる理解については問題なかったと考えている。 ・当行は、結果としてA社のヘッジ対象額及びA社の財務耐久性の検証が十分ではなかった可能性がある点は認める。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
<p>あっせん 手続の結果</p>	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年8月 29 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、ヘッジ対象額及びA社の財務耐久性の検証が十分であったとはいえないことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が、本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 23 年 12 月 27 日付けで和解契約書を締結した。

<p>事案番号</p>	<p>23年度(あ)第175号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>不十分な財務耐久性の検証で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>法人</p>
<p>申立人(A社) の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引について損害の賠償を求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで輸入し、これを国内において円建てで販売している。 ・当社は、商品を海外から直接外貨建てで輸入していたから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。しかし、本件契約はオーバーヘッジであったため、為替差損が本業を著しく圧迫しており、過大な取引である。 ・当社は、本件契約のリスク及び契約期間について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、当社社長は、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社の商流及び財務状況等を確認のうえ、本件契約の締結に至った。 ・当行は、本件契約締結に際し、A社担当者に対し、本件契約の内容及びリスク等について資料を交付した上で十分に説明しており、説明義務の点で問題はなかったと認識している。

	<ul style="list-style-type: none"> ・一方で、本件契約が内包するリスクに対するA社の財務耐久性の検証に不十分な点があったことは認める。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年8月5日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対し、A社における財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社に一定の解決金を支払うというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成23年12月1日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第178号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を直接外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売していることから、一定の為替リスクヘッジニーズは存在する。 ・ただし、当社の仕入商品は、為替変動の影響を販売価格に一部転嫁することができたため、為替リスクをそのまま当社が負担していたものではない。 ・B銀行から為替リスクヘッジのために本件契約が必要であると提案され、その内容を十分に検討せずに、締結に至った。 ・当社の財務状況に照らして、本件契約の取引額は過大であったところ、結果的に当社の業績が悪化したこともあり、本件契約による支払義務が、当社の経営を圧迫している。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社が直接貿易をしていることを把握した上、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、本件契約の内容については、関係資料を用いて丁寧に説明しており、説明方法に問題ないと判断している。 ・A社の財務耐久性の検証が不十分であった点は認める。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年8月29日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が十分とはいえ

	<p>ないことを指摘した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 23 年 11 月 16 日付けで和解契約書を締結した。
--	--

事案番号	23 年度(あ)第 180 号
申立ての概要	不十分な財務耐久性の検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、取扱商品を主に海外メーカーから外貨建てで直接輸入し、輸入した商品を日本国内において円建てで販売しており、一定の為替リスクヘッジニーズは存在していた。 ・ただし、本件契約締結当時、当社は、B銀行以外の銀行との間で、デリバティブ取引を複数締結していたこともあり、本件契約に締結に伴うヘッジ比率は、実需を超えるものである。 ・当社社長は、本件契約に伴うリスクについて十分に理解していなかった。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取結果及び客観的資料に基づいてA社のヘッジニーズを把握し、当行におけるA社の外貨建て取引の実績から判断して、適切なヘッジ比率となるように本件契約を提案した。 ・本件契約締結当時、A社は複数の為替取引経験があることに加え、当行担当者は、A社社長に対して、本件契約の内容を十分に説明したことから、本件契約の販売について問題ないものと判断している。 ・財務耐久性の検証が十分ではなかったことは認める。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年8月 25 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 23 年 12 月9日付で和解契約書を締結した。

事案番号	23 年度(あ)第 184 号
------	-----------------

申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等の一部を負担することを求める。 ・当社は、海外で生産された商材を円建てで仕入れて、国内の取引先へ円建てで販売している。当社の仕入価格における為替相場の変動の影響は間接的、限定的なものであり、為替リスクヘッジニーズは限定的だった。 ・当社がB銀行担当者から受けた本件契約のリスクの説明は不十分であり、当社社長は、B銀行担当者に勧められるがまま本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取により、A社の商流及び財務状況等を確認のうえ、為替リスクヘッジニーズが存在すると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、本件契約の締結に際し、A社に対し、本件契約の内容及びリスク等について資料を交付した上で十分に説明しており、説明方法の点で問題はなかったと認識している。 ・一方で、本件契約の勧誘に当たり、為替リスクヘッジニーズ及び仕入価格と為替相場の相関分析の検証に不十分な点があったことは認める。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年9月6日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対し、A社の為替リスクヘッジニーズの把握にかかる検証が十分ではなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成23年12月21日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第185号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等の一部を返還することを求める。 ・当社は、商品及び商品原材料を国内の商社等より円建てで仕入れ、国内の取引先会社に円建てで製造販売している。仕入価格は為替相場の変動の影響を受けず、為替リスクヘッジニーズはなかった。 ・本件契約の契約書には当社社長が押印したが、リスク等に関する説明を十分

	<p>に受けていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本件契約のリスクに対し、当社の財務耐久性は十分ではなかった。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長から、為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・A社の仕入価格と為替相場の相関分析を行っていなかったことは認める。 ・当行は、本件契約締結に際し、A社社長に対し、本件契約の内容やリスク等について十分に説明しており、説明義務に問題はなかったと認識している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年8月 30 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと及びA社の財務耐久性の検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 23 年 12 月1日付で和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第186号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を直接外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売していることから、一定の為替リスクヘッジニーズは存在する。 ・ただし、当社の輸入仕入額は、本件契約による取引額を下回るものであり、当社の為替リスクヘッジニーズを上回る取引が行われた。 ・当社は、本件契約の取引内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けおらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取結果やA社の外国為替送金の実績に基づき、為替リスクヘッジニーズを確認の上、本件契約の勧誘に至った。実取引における輸入仕入額の把握が十分であるとはいえない点は認める。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約の内容について所定の資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意が

	ある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年9月9日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスク対象額の把握が十分とはいえないことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約の中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成23年11月14日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第188号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内の商社及びメーカーが国内企業から仕入れた商材を円建てで仕入れ、加工等を行い、国内において円建てで販売している。 ・当社の商材の仕入価格は基本的に一定であり、為替変動の影響を受けるものではなく、また、当社の販売価格は、仕入価格の変動に連動して決定するため為替リスクヘッジニーズは存在しなかった。 ・当社は、本件契約の取引内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、A社からの聴取等により、A社の商流を把握した上、A社が間接的に為替リスクを負っていると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関分析が不十分であったこと、販売価格との関係を正確に把握していなかったことを認める。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約の内容について資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年8月30日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であること等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀

	<p>行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 23 年 11 月 17 日付けで和解契約書を締結した。
--	--

事案番号	23 年度(あ)第 189 号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引についての損害を賠償することを求める。 ・当社は、海外から外貨又は円建てで商材を仕入れ、国内にて外貨及び円建てで販売をしている。仕入れの大部分を占める円建ての取引については本件契約の対象通貨の為替相場の影響を受けることはない。また、外貨建てでの仕入れのうち、国内でも同一の外貨建てで販売を行っている取引があることから為替リスクヘッジニーズは極めて限定的である。 ・当社は、B銀行担当者から、本件契約につき執拗な勧誘を受け、仕方なく本件契約の締結に至った。 ・本件契約の取引内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けていない。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、A社からの聴取等により、A社の商流を把握した上、為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。また、A社からは、取引通貨を本件契約の対象通貨に切り替える旨の説明を受けていた。 ・当行担当者は、A社からの要望等を聴取しつつ、商品内容、内包リスクを関係資料により丁寧に説明しており、説明義務の観点からは問題はなかったと判断している。 ・A社社長は、当行以外の金融機関ともデリバティブ取引の実績があり、また、為替相場を確認していたため、知識及び経験上の問題はなかった。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年 9 月 7 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対し、A社の為替リスクヘッジニーズの検証、及び財務耐久性の検証が十分でなかったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社に一定の解決金を支払うというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 23 年 11 月 16 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第190号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引についての損害を賠償することを求める。 ・当社は、海外から外貨又は円建てで商材を仕入れ、国内にて外貨及び円建てで販売をしている。仕入れの大部分を占める円建ての取引については本件契約の対象通貨の為替相場の影響を受けることはない。また、外貨建てでの仕入れのうち、国内でも同一の外貨建てで販売を行っている取引があることから為替リスクヘッジニーズは極めて限定的である。 ・当社は、B銀行担当者から、本件契約につき執拗な勧誘を受け、仕方なく本件契約の締結に至った。 ・本件契約の取引内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けていない。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、A社からの聴取等により、A社の商流を把握した上、為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。また、A社からは、取引通貨を本件契約の対象通貨に切り替える旨の説明を受けていた。 ・当行担当者は、A社からの要望等を聴取しつつ、商品内容、内包リスクを関係資料により丁寧に説明しており、説明義務の観点からは問題はなかったと判断している。 ・A社社長は、当行以外の金融機関ともデリバティブ取引の実績があり、また、為替相場を確認していたため、知識及び経験上の問題はなかった。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年9月7日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対し、A社の為替リスクヘッジニーズの検証、及び、財務耐久性の検証が十分でなかったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社に一定の解決金を支払うというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成23年11月14日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第191号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求等
申立人の属性	法人

<p>申立人(A社)の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等の負担及び損害の賠償を求める。 ・当社は、海外から外貨建て又は円建てで商品を仕入れ、国内で外貨建て及び円建てで販売をしている。 ・当社の仕入の大部分は円建ての取引である。また、外貨建てでの仕入のうち、国内でも同一の外貨建てで販売を行っている取引があることから為替リスクヘッジニーズは極めて限定的である。 ・本件契約の取引額は仕入の実需を超えており、オーバーヘッジである。 ・当社は、B銀行担当者からリスクに関する説明は受けておらず、執拗な勧誘を受け断りきれずに契約に至った。
<p>相手方銀行(B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、A社社長からの聴取により、商流を把握した上、為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行担当者は、商品内容、内包リスクを関係資料により丁寧に説明しており、説明義務の観点からは問題はなかったと判断している。 ・A社社長は、当行以外の金融機関ともデリバティブ取引の実績があり、また、為替の相場観を持っていたため、知識及び経験上の問題はなかった。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
<p>あっせん手続の結果</p>	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年9月7日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対し、A社の為替リスクヘッジニーズ及び財務耐久性についての検証が十分でなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成23年12月21日付けで和解契約書を締結した。

<p>事案番号</p>	<p>23年度(あ)第193号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>法人</p>
<p>申立人(A社)の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等の一部を負担することを求める。 ・当社は、商品を国内のメーカーから円建てで仕入れ、国内の販売店等に円建てで販売している。当社の扱う商品の一部は海外で生産されているものの、為替相場の影響を受けないため、為替リスクヘッジニーズは存在しなかった。 ・当社は、本件契約の取引内容について、B銀行担当者から十分な説明を受け

	ておらず、理解しないまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の為替リスクヘッジニーズを把握した上、適切なヘッジ比率となるように本件契約を提案した。 ・当行は、A社の為替リスクヘッジニーズの把握に当たって、仕入価格と為替相場の相関分析をしていない等検証が不十分であったことは認める。 ・当行は、A社に対し、本件契約内容について十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったと考えている。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年9月6日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のリスク対象額の把握、及び為替リスクヘッジニーズの検証が十分とはいえないことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成23年11月17日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第196号
申立ての概要	不十分な財務耐久性の検証で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引について損害を賠償することを求める。 ・当社は、海外から外貨建てで原材料を仕入れて加工した上で、その加工品を当社の子会社を通じて国内の間屋等に円建てで販売している。 ・当社の国内の取引先への販売価格に、当社の仕入価格に対する為替相場の変動による影響を転嫁できないため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在することは認める。 ・B銀行から、本件契約について十分な説明を受けておらず、円高時の為替リスクを十分に理解していなかった。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流を把握し、A社に為替リスクヘッジニーズがあることを確認した上で、適切なヘッジ比率となるように本件契約を提案した。 ・A社の財務耐久性の検証が不十分であったことは認める。 ・当行は、本件契約の内容を十分に説明しており、説明方法に問題はなかったと

	認識している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年9月 13 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性についての検証が十分とはいえないことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社に一定の解決金を支払うというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 23 年 12 月 12 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第198号
申立ての概要	デリバティブ取引の契約内容の変更要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引について、決済金額、決済時期等の変更を求める。 ・当社は、国内において円建てで販売している取扱商品のほとんどを海外から外貨建てで仕入れており、為替リスクヘッジニーズは存在する。 ・当社は、B銀行以外の金融機関と複数のデリバティブ取引を行っていたため、契約期間が重複しないような決済金額と、決済時期になるようにしてほしいと要望していたが、結果として他のデリバティブ取引と重複し、決済金額が一時的に増額されている状況であり、納得がいかない。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、A社社長に対する聴取及び決算書類等の客観的資料に基づき、A社における為替リスクヘッジニーズを把握したため、本件契約を提案した。 ・A社社長は、本件契約の内容及び本件契約に伴うリスクについて十分に理解した上で、本件契約を締結していると判断している。A社社長が主張している決済時期が重複しないようにしてもらいたいとの要望は受けていない。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→事情聴取後に申立取下げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年9月 12 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・事情聴取後、A社からあっせん委員会に対して、B銀行が決済時期等の変更に応じたため、本件申立てを取り下げたい旨の申立取下書が提出されたことから、平成 23 年 11 月 28 日付けであっせん手続を終了した。

事案番号	23年度(あ)第199号
------	--------------

申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の取引金額減額要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引について解約清算金を発生させずに、約定の取引金額を減額することを求める。 ・当社は、直接海外から商品を外貨建てで仕入れ、これを国内で販売していることから、一定の為替リスクヘッジニーズは存在する。 ・当社は、B銀行から、本件契約の内容について一応の説明は受けてはいるものの、円高時のデメリット等についての具体的な説明は受けておらず、理解しないまま取引金額が過大な本件契約を締結した。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、仕入商品が為替変動の影響を受けていることを確認の上、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社社長からの聴取結果に基づいてヘッジ対象額を把握し、ヘッジ比率を算出しており、取引金額についても合意しているとの認識であった。 ・当行は、A社社長に対して、本件契約の内容を十分に説明しており、説明方法に問題はなかったと認識しているものの、本件取引金額を前提とした場合の財務耐久性の検証が十分ではなかったことを認める。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年9月2日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、本件契約を継続したまま、無償により約定の取引金額から一定割合を減額するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成23年11月15日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第202号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から原材料及び商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は、国内の会社を通じて円建てで仕入れていたこと等から、仕入価格は為替相場変動の影響をほとんど受けておらず、当社には為替リスクヘッジニーズがほとんど存在していなかった。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスク等については十分な説明を受けておらず、その内容を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社役員からの聴取等により、A社の商流や輸入仕入額を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社役員からの聴取によりヘッジ対象額を把握し、ヘッジ比率の検証を行った。 ・当行は、仕入価格と為替相場の相関分析が不十分であったこと、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことは認める。 ・当行は、A社役員に対し、本件契約内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年9月 16 日及び同年 11 月7日の両日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成 23 年 11 月 22 日付けであっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第214号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商材を一部外貨建てで輸入し、国内の業者に対して円建てで販売している。外貨建ての輸入商品については、一定の為替リスクヘッジニーズは存在するが、外貨実需額を超えるものであった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約のリスクを十分に説明されなかったため、リスクを十分に理解することなく、本件契約を締結した。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、A社社長からのヒアリングにより、一定の為替リスクヘッジニーズがあると理解していたが、外貨実需額にかかる客観的資料等による検証が不十分であったことは認める。 ・当行担当者は、A社社長に対して資料を提示した上で本件契約の内容やリスクについて説明しており、問題はなかったと考えている。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年9月 15 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証及び財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 23 年 12 月 26 日付で和解契約書を締結した。

事案番号	23 年度(あ)第 215 号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外の業者から外貨建てで輸入した商材を、国内で仕入価格と同一の外貨建てにより販売する会社であるため、為替リスクヘッジニーズはなかった。 ・当社の商品は、為替相場ではなく、需給状況により価格が変動する要因が大きい。 ・当社社長は、B銀行担当者に勧められるがまま本件契約を締結するに至ったものであり、本件契約の内容及びリスクについて理解が不十分であった。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長から、A社は商材を外貨建てで直接輸入し、円建てで販売する旨を聴取したため、当該通貨の為替リスクをヘッジする必要があると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・一方、当行は、A社が外貨建てで国内に販売するということは聴取していなかった。 ・A社社長のデリバティブにかかる知識、経験は十分であり、説明方法において問題はなかったと判断している。 ・本件契約の勧誘に当たり、ヘッジ対象額の検証が十分ではなかった点は認める。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年9月 21 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。

	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、B銀行に対し、A社の商流把握、仕入価格決定方法等の為替リスクヘッジニーズの検証が十分とはいえないこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 23 年 12 月 9 日付けで和解契約書を締結した。
--	--

事案番号	23年度(あ)第216号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、主に商品を国内のメーカーから円建てで仕入れている。また、一部の商品は外貨建てで仕入れているが極めて少額であり、仕入商品はすべて日本国内において円建てで販売していることから、為替リスクヘッジニーズは限定的であった。本件契約の取引額は実需を超えるオーバーヘッジであった。 ・当社社長は、B銀行担当者の執拗な勧誘を断りきれず、内容を理解しないまま本件契約を締結してしまった。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、A社社長から、事業が拡大し直接貿易による仕入が増加することを聴取したため、為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・本件契約のリスク対象額の把握が、客観的資料に基づくものではなく、仕入額の実績を超えている可能性があったこと、その点にかかる為替リスクヘッジニーズ、財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことを認める。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約の内容について関係資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法について問題はなかった。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年 9 月 8 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、為替リスクヘッジニーズの検証及び財務耐久性の検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 23 年 11 月 28 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第220号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等の一部を負担することを求める。 ・当社は、子会社や国内商社が海外から仕入れた製品を円建てで仕入れ、消費者に対して円建てで販売しており、国内商社からの仕入価格については、為替変動の影響が限定的であり、為替リスクヘッジニーズに乏しい。 ・当社は、本件契約のリスクについて十分な説明を受けないまま、B銀行担当者の執拗な勧誘を受けて本件契約を締結したものである。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社の仕入商品の仕入価格が為替変動の影響を受けると聴取したことに基づき、為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・A社の子会社が他行との間で複数の契約を締結しており、A社のデリバティブにかかる理解については問題なかったと考えている。 ・本件契約の取引期間が長期に過ぎる点、A社の仕入価格と為替変動の相関分析を行っていないことは認める。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年9月20日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対し、A社のヘッジニーズの検証が不十分であり、仕入価格と為替相場の相関分析を行っていないこと及び本件契約の取引期間が長期に過ぎたこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 <p>平成23年12月27日付けで和解契約書を締結した。</p>

事案番号	23年度(あ)第221号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を直接外貨建て又は国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内で販売している。外貨建ての直接貿易の部分については、一

	<p>定の為替リスクヘッジニーズは存在している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社の仕入商品は需給状況が一定しておらず、仕入額自体も年によって変動するものであり、当社の実需等を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から、本件契約内容の説明を受けたものの、円高時差損リスクや、解約清算金等については十分に理解していなかった。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取により、A社が直接貿易をしていることや輸入仕入額を把握したうえ、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の締結に至った。 ・A社の実際の仕入額も聴取によるものであって、客観的資料により裏付けをとっているものではないこと、他の金融機関とのデリバティブ取引の取扱額を考慮した場合には、結果としてヘッジ比率が過大であったことは認める。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年9月 22 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のリスク対象額の把握やヘッジ比率の検証が必ずしも十分ではなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 23 年 12 月 12 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第225号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金の一部を負担することを求める。 ・当社は、商品を国内から円建てで仕入れ、その加工品を国内の販売店等に円建てで販売しており、為替リスクヘッジニーズはまったくなかった。 ・当社は、B銀行担当者から円高リスクや解約時に解約清算金が発生することなどについて説明を受けないまま、勧められるまま本件契約を締結し、本件契約に伴うリスクについて十分に理解していなかった。

<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社担当者からの聴取結果に基づいてA社の仕入商品が為替相場の影響を受けることを把握し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、為替リスクヘッジニーズについて聴取のみによるものであり、客観的資料に基づくものではなかったことから、為替リスクヘッジニーズの検証が十分とはいえないことは認める。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金の一部を免除する用意がある。
<p>あっせん 手続の結果</p>	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年9月14 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流の把握、為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であること等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 23 年 12 月7日付けで和解契約書を締結した。

<p>事案番号</p>	<p>23年度(あ)第226号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の損害賠償請求</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>法人</p>
<p>申立人(A社) の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引についての損害を賠償することを求める。 ・当社は、下請会社に製品の設計及び製造を依頼し、国内の取引先へ販売している。大部分の下請先がほとんどの原材料を国内において円建てで仕入れていること、及び仕入れの一部には海外からの取引があるものの、すべて円建てで仕入れていることから、為替リスクヘッジニーズは存在しなかった。 ・当社は、B銀行から、本件契約の具体的なリスクの説明を受けておらず、契約内容をよく理解しないまま、B銀行との付き合いを勘案し、本件契約を締結するに至った。 ・本件契約の期間も長期すぎる。
<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長から、A社が海外の原材料を仕入れていることから、為替リスクヘッジニーズがあるものと判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・A社担当者からは、主要仕入先からの仕入価格のデータを入手して、相関分析を行っているが、一部の商品にすぎず、A社の全体の仕入総額におけるリスク検証としては、十分とはいえないことを認める。 ・当行は、本件契約の締結に際し、A社に対し、本件契約の内容及びリスク、A社

	<p>が問題としている契約期間についても資料を交付した上で十分に説明しており、説明の方法において問題はなかったと認識している。</p> <p>・当行は、一定の負担をする用意がある。</p>
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <p>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年9月 20 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</p> <p>・あっせん委員会は、B銀行に対し、A社の商流の把握及び為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分とはいえないこと等を指摘した。</p> <p>・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社に一定の解決金を支払うというあっせん案を提示した。</p> <p>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</p> <p>・平成 23 年 11 月 18 日付けで和解契約書を締結した。</p>

事案番号	23年度(あ)第227号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<p>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。</p> <p>・当社は、製造に必要な商品を海外から外貨建てで仕入れ、製造した商品を円建てで販売をしていることから、一定の為替リスクヘッジニーズは存在する。</p> <p>・当社がB銀行担当者から受けた本件契約のリスクの説明は不十分であり、当社社長は、本件契約の契約内容を十分に理解しないまま、本件契約の締結に至った。</p>
相手方銀行(B銀行)の見解	<p>・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流を把握した上、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の締結に至った。</p> <p>・当行は、A社社長に対し、本件契約内容及びリスク等について、資料を交付した上で説明を行ったが、説明の一部に不十分な点があったと認識している。</p> <p>・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。</p>
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <p>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年9月 5 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</p> <p>・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社に対する商品説明が十分理解できるものではなかったのではないかと疑問があること、為替リスクヘッジニーズの検証が十分ではなかったことを問題点として指摘した。</p> <p>・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 23 年 10 月 28 日付けで和解契約書を締結した。
--	--

事案番号	23年度(あ)第230号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。商品の仕入価格は、他の要因により価格相場が形成されるものであり、為替相場変動の影響を受けていなかったため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスク等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流が主に間接貿易であることを把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社から、A社の取扱商品の仕入価格が為替変動の影響を受けることを示す客観的な資料の提出を一部受けているが、当行の主な検証方法はA社社長からの聴取を中心とするものであり、また、関連分析を行っていない等、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年10月3日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証及び財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成23年12月13日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第241号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から製品を円建て又は外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売しているため、外貨建てで仕入れる製品以外には、為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。 ・当社は、本件契約のリスクについて十分な説明を受けないまま、B銀行担当者の執拗な勧誘を受けて本件契約を締結したものである。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社担当者からの聴取結果及び交付された資料に基づいて、円建て及び外貨建ていずれについても為替リスクヘッジニーズがあると確認したことから、本件契約の勧誘に至った。 ・円建ての取引金額をそのままリスク対象額に含めている点からすれば、検証が十分ではなかったと認識している。 ・当行は、A社の財務耐久性の検証が不十分であったことを認める。 ・当行は、本件契約の締結に際し、A社担当者に対し、本件契約の内容及びリスク等について資料を交付した上で十分説明しており、問題はなかったと考えている。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年9月28日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対し、A社のヘッジ対象額及び財務耐久性の検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成23年12月26日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第253号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を免除することを求める。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、海外で製造された商品を国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内で円建てで販売している。仕入価格の単価が何年も変更されていなかったこと等、当社は為替変動の影響を受けておらず、為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約内容の説明を受けたものの、その内容をよく理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取により、A社の商流や仕入価格等が為替相場の影響を受けることを把握し、本件契約の勧誘に至った。ただし、仕入価格の値決め方法や改定時期の把握、及び仕入価格と為替相場の相関分析を行っておらず、検証が必ずしも十分とはいえないことを認める。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年9月 22 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流や仕入価格等の把握が不十分であったこと、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 23 年 11 月 28 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第255号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等の一部を負担することを求める。 ・当社は、商品を海外から直接外貨建てで輸入して、又は国内商社を通じて仕入れ、国内で販売している。海外からの外貨建ての取引については一定の為替リスクヘッジニーズが存在する。 ・しかし、本件契約開始以前に、他行ともデリバティブ取引を行っており、為替リスクのヘッジは既になされていたため、本件契約の取引額は、当社の為替リスクヘッジニーズを大幅に超過するもので本件契約締結の必要性はなかった。 ・当社は本件契約のリスクにつき十分な認識のないまま契約締結に至った。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社はB銀行に対し新規融資の申請をしていたため、本件契約の締結を拒否することが困難であった。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取により、商流を把握し、海外から商品を仕入れている取引があることから、為替リスクヘッジニーズがあるものと判断して、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、本件契約の内容及びリスク等については、A社社長に、関係資料を用いて説明しており、説明方法やA社の理解に問題はなかったと認識している。 ・本件契約の勧誘は融資と全く別個に行われ、本件契約の締結が融資に影響を与える事情はなかった。 ・当行は、A社における為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことは認める。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部の負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年9月 28 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨の実需額について客観的資料に基づく検証を行っておらず、また、仕入価格と為替変動の相関分析を実施していないこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 23 年 12 月 15 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第256号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、基本的に海外からの仕入れは行っていない。また、国内仕入取引に外貨建てでのものがあるが、これは外貨建てでの輸出に対応した仕入取引であるため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・さらに、当社は、例外的に行っていた外貨建ての輸入仕入取引についても、販売先が為替リスクを全て負担していた。 ・B銀行担当者から、以前デリバティブ取引を勧誘された際に、当社社長がそれを明確に断っていた。しかし、B銀行担当者が当社担当者に対して重ねて取引を依頼したため、当社担当者の判断により、やむなく本件契約を締結するに至っ

	た。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社の外貨建てでの国内仕入取引を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社に対し、本件契約内容について十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったと判断している。 ・当行が、A社の本件契約に対する財務耐久性の検証を実施した結果、本件契約の締結に問題はないと判断した。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年10月14日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第258号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約請求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内の商社から原材料を円建てで仕入れ、それを加工して国内の業者に円建てで販売している。当社の仕入れる原材料の価格は、原材料自体の市場価格の影響を受けるものであり、為替相場の影響を受けるものではなく、為替リスクヘッジニーズはなかった。 ・本件契約の説明は受けたものの、商品内容はほとんど理解しておらず、B銀行からいわれるままに締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・A社は間接貿易を行っており、商社からの仕入価格が為替相場の影響を受けるとA社から聴取し、為替リスクヘッジニーズがあると判断した。 ・仕入商品と為替相場の相関分析を十分に行っていないことは認める。 ・本件契約の締結に当たり、A社社長に対しリスク等を説明した書面を提示するとともに口頭での説明も十分に行っていることから、説明方法の問題はなかったと認識している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年9月16日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、仕入価格と為替相場の相関分析等の為替リスクヘッジニーズ及び財務耐久性の検証が不十分であることを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。

	<ul style="list-style-type: none"> ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 23 年 12 月 21 日付けで和解契約書を締結した。
--	--

事案番号	23年度(あ)第259号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等の一部の負担を求める。 ・当社は、国内において商材を円建てで仕入れて、国内の取引先へ円建てで販売している。当社が扱う商材は為替変動よりも市況の影響を受けるものであり、当社には本件契約を締結する必要性はなかった。 ・B銀行からの勧誘を受け、1年で解約できると聞いて本件契約を締結したが、B銀行からは、契約期間は当社に解約権がないこと等について十分な説明を受けていなかった。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社役員からの聴取によりA社の商流及び財務状況等を確認し、為替リスクヘッジニーズを確認のうえ、本件契約の締結に至った。 ・当行は、本件契約の締結に際し、A社に対し、本件契約の内容、原則解約ができないこと及び為替差損リスク等について十分に説明しており、説明義務の点で問題はなかったと認識している。 ・仕入価格と為替相場の相関分析を行っていない点は認める。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年10月17日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対し、A社における為替リスクヘッジニーズの把握に係る検証が十分ではなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成23年12月21日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第271号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人

<p>申立人(A社)の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、主に国内メーカーから商品を仕入れており、商社からの仕入れが一部あるものの、為替相場の変動の影響を受けるものではなく、かつ、仕入価格の変動は販売価格に転嫁することが可能であることから、為替リスクヘッジニーズはない。 ・本件契約は当社担当者がB銀行と交渉を行ったものであり、当社社長は当該担当者から本件契約について具体的な報告は受けておらず、当社社長は、本件契約の内容について、十分理解しないまま本件契約の締結に至った。
<p>相手方銀行(B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社担当者から商社からの仕入れがあることや仕入価格が為替の変動による影響を受けるとの聴取結果に基づき、為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の締結に至った。 ・当行は、本件契約を担当していたA社担当者の知識、経験から本件契約に関するA社の理解に問題はなかったと認識している。 ・A社の為替リスクヘッジニーズの検証に不十分な点があったことは認める。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
<p>あっせん手続の結果</p>	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年10月6日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が十分とはいえないこと指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成23年12月13日付けで和解契約書を締結した。

<p>事案番号</p>	<p>23年度(あ)第277号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>法人</p>
<p>申立人(A社)の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、主に国内の会社から原材料を円建てで仕入れ、国内において円建てで販売しており、為替リスクヘッジニーズは存在しなかった。 ・当社が例外的に行っていた原材料の間接貿易取引についても、輸入代行業務として行っているものであり、円建てで手数料を得るのみで為替リスクは存在しておらず、本件契約を締結する必要は全くなかった。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社社長は、B銀行担当者から円高のリスクを十分に説明されず、本件契約のリスクやデメリットを理解することなく、本件契約を締結した。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社が、商社経由で海外から原材料を仕入れていることから、A社は為替変動の影響を受けると認識していた。 ・当行は、A社の商流等について裏付ける客観的資料を入手しておらず、ヘッジニーズについての検証が必ずしも十分ではなかったこと、また、本件契約の契約期間の検証が必ずしも十分ではなかったことを認める。 ・当行は、本件契約の内容及びリスク等については、A社社長に、関係資料を用いて丁寧に説明しており、説明方法やA社の理解に問題はなかったと認識している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年9月 29 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジニーズの検証及び本件契約の契約期間の検証が必ずしも十分とはいえないこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 23 年 12 月 15 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第280号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引の一部を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内のメーカーから商品を外貨建てで仕入れているが、そのまま海外のユーザーに外貨建てで販売しているため、為替リスクヘッジニーズはなかった。 ・当社はB銀行から十分に商品の説明を受けておらず、本件契約に伴うリスクをよく理解していなかった。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長及びA社担当者からの聴取結果に基づいてA社の為替リスクヘッジニーズを把握し、適切なヘッジ比率となるように本件契約を提案した。 ・当行は、本件契約の内容を十分に説明しており、説明方法に問題はなかったと考えている。 ・しかし、A社の為替リスクヘッジニーズの検証において、不十分な点があったこ

	<p>とは認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意はある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年10月7日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズについての検証が十分とはいえないことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約の一部を中途解約の上、解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成23年12月21日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第288号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金の一部を負担することを求める。 ・当社は、主に国内の業者から円建てで仕入れた原材料を海外の工場で加工し、国内において円建てで販売している。 ・しかし、原材料の一部には外貨建てで仕入れているものがあり、一定の為替リスクヘッジニーズは存在する。 ・ただし、他行とも以前から同様の取引を行っており、本件契約の取引額は、実需額を超えるものである。 ・当社は、当社社長が本件契約の契約書等に記名・押印したことは認める。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社担当者からの聴取結果に基づいてA社の商流及び為替リスクヘッジニーズを把握し、適切なヘッジ比率となるように本件契約の勧誘に至った。 ・他行との間のデリバティブ取引の存在について客観的資料に基づく確認は行わなかった。 ・当行は、A社担当者からの聴取結果に基づいてA社の財務耐久性を検証した。 ・A社は、A社の知識又は経験から、本件契約の内容及びリスク等について十分理解していた。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年9月

	<p>30日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、B銀行に対し、A社のヘッジ対象額の検証が十分ではないことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成23年12月7日付けで和解契約書を締結した。
--	--

事案番号	23年度(あ)第291号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から円建てで商品を仕入れ、国内の企業に円建てで販売するとともに、国内の企業から円建て又は外貨建てで商品を仕入れ、海外に円建て又は外貨建てで販売している。 ・当社の取扱商品は為替変動の影響を受けるものではなく、かつ、必要な外貨は取引の中ですべて調達できるので、為替リスクヘッジニーズは存在しなかった。 ・B銀行が主張する当社の外貨取引額は、当社の実態を反映していない。 ・当社は、B銀行担当者から、本件契約の内容やリスク等のデメリットについて十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、A社担当者からの聴取等により、一部の国内仕入について外貨決済を行っており、それを円建てで輸出していることを把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、本件契約の取引額は適切なものと考えている。 ・当行は、A社担当者に対し、本件契約内容やリスク等について所定の資料を用いて十分な説明を行っており、A社の為替に対する知識・経験に照らしても、説明方法に問題はなかったと思う。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年10月24日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第293号
------	--------------

申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、一定期間において、国内の業者から受託した業務に関し、円建てで報酬を受領し、海外の業者に対して外貨建てで費用等を送金していることから、為替リスクヘッジニーズ自体は存在する。 ・しかし、実需の存在する期間以上に本件契約が締結され、結果として外為送金がない現在においても本件契約が継続している。 ・当社は、本件契約の具体的なリスクについて、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、理解が不十分なまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流を把握した上、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の提案に至った。 ・当行は、本件契約の取引期間についてはA社社長の聴取によりニーズを確認している。 ・当行は、A社に対し、本件契約の内容及びリスク等について十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年10月7日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対し、本件契約の取引期間は長期にすぎている、為替リスクヘッジニーズの検証が十分とはいえなかったことを問題点として指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成23年11月30日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第296号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を海外から外貨建てで直接仕入れ、国内において円建てで販売している。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は商品を外貨建てで仕入れており、為替相場変動の影響を販売価格に転嫁させることはできないことから、為替リスクのヘッジニーズがあったことは認める。 ・しかしながら、当社の仕入額に対して本件契約の為替リスクヘッジ量は過大であった。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社から、A社の商流及びその仕入商品が為替相場の影響を受けるものの、国内における販売価格に当該影響を転嫁することはできないことなどを聴取し、A社の為替リスクヘッジニーズがあると判断したことから、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社社長からの聴取結果に基づいてヘッジ対象額を把握し、ヘッジ比率の検証を行ったが、結果的に、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社社長に対して、本件契約の内容及びリスクを十分に説明しており、説明方法に問題はなかったと認識している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年10月6日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社における為替リスクヘッジニーズの把握に係る検証が十分ではなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成23年12月28日付で和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第322号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品の一部を外貨建て又は円建てで輸入し、国内において円建てで販売している。外貨建てで輸入しているものの、仕入価格の変動を販売価格に転嫁できていたため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社担当者等からの聴取により、A社が直接貿易をしていることや輸入仕入額を把握した上、A社に為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契

	<p>約の勧誘に至った。ただし、仕入価格と販売価格との関係について十分な検証をしていなかったことは認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社に対し本件契約の内容を十分に説明しており、説明方法に問題はなかったと考えている。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年10月31日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成23年11月11日付けであっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第323号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引の解約要求等
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金の負担及び損害の賠償を求める。 ・当社は、国内の一次加工業者が一部外貨建て、一部円建てで海外から仕入れた原材料を、円建てで仕入れて二次加工するとともに、これを国内において円建てで販売している。加工業者を介すること、仕入価格は主として原材料の品質や需給量によって変動し、為替変動の影響はあまり受けないことから、当社に為替リスクヘッジニーズはほとんどない。 ・当社担当者は、B銀行担当者に対して、当社に本件契約を締結する必要性はないと繰り返し伝えてきたが、執拗な勧誘を受けて本件契約を締結したものである。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取結果に基づき、A社の取り扱っている原材料が海外産のものであることから、間接的に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の締結に至った。 ・当行は、本件契約締結に際し、A社に対し、本件契約の内容及びリスク等について資料を交付した上で十分に説明しており、説明義務において問題はなかったと考えている。 ・A社は、本件契約の前後において、複数の金融機関と種々のデリバティブ取引を行っており、本件契約の内容及びリスクについて、十分に理解していたと認識している。 ・ただし、A社の商流の確認、及び仕入価格と為替相場の相関分析に不十分な

	<p>点があったことは認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年10月12日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の商流及び仕入価格と為替相場の相関分析が不十分であること等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成23年12月26日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第326号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外又は国内で生産された製品を国内の業者を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。当社の仕入先は、商材の一部を海外から輸入している。 ・当社は、当社の仕入価格が他の要因により決定されることから、為替相場変動の影響をほとんど受けていなかったため、為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的なリスクをよく認識しておらず、十分に理解しないまま、本件契約の締結に至った。 ・当社は、本件契約を投機目的で締結したことを認める。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、A社副社長からの聴取等により、A社の商流や輸入品仕入額を把握したうえ、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社副社長に対し、本件契約の内容や具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、問題はなかったものと認識している。 ・当行は、A社の仕入価格と為替相場の相関分析を行っていなかったことは認める。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金の一部を負担する用意がある。

あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん不調(申立人があっせん案不受諾)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年10月26日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、仕入価格と為替相場の相関分析を行っておらず、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、B銀行はあっせん案を受諾したが、A社があっせん案の受諾を拒否したため、平成23年11月25日付けであっせん手続は終了となった。
---------------	---

事案番号	23年度(あ)第340号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引について損害を賠償することを求める。 ・当社は、国内の業者から商材を円建てで仕入れて加工し、当該業者に円建てで販売している。 ・当該商材の仕入価格は為替変動の影響を受けないため、当社には為替リスクヘッジニーズは存在しなかった。 ・B銀行が為替リスクがあると主張する商材については、当社は、海外から送られてきたものを保管し、そのまま国内の事業者へ配送しているにすぎず、資金決済を伴わないため、当社には為替リスクヘッジニーズはない。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取により、仕入金額のほとんどを占める商材を海外から国内の商社を通じて円建てで仕入れており、仕入価格が為替変動の影響を受けることを確認し、為替リスクヘッジニーズがあると判断して、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の商流等を裏付ける客観的資料を入手せず、A社の為替リスクヘッジニーズについての検証が不十分であったことは認める。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年10月18日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が十分とはいえないことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社に対し一定の解決金を支払うというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。

	・平成 23 年 12 月 16 日付で和解契約書を締結した。
--	---------------------------------

事案番号	23 年度(あ)第 353 号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内の企業からは円建てで、海外の企業からは外貨建てで商材を仕入れ、国内の企業に円建てで販売しており、一定の為替リスクヘッジニーズはある。 ・しかし、当社の実需額からみて、本件各契約の取引額は過大であり、他行とのデリバティブ取引を含めると、オーバーヘッジであった。 ・当社は、B銀行担当者から、本件契約の内容やリスク等のデメリットについて、十分な説明を受けておらず、理解も不十分であり、B銀行担当者から勧められるがまま契約したものである。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取により、A社の商流や仕入額を把握した上、海外から商品を直接輸入し外貨決済を行っていること、国内商社からの海外製商品の仕入価格にも為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の財務状況や仕入額から見て、本件契約の取引額は適切なものであったと考えている。 ・当行は、申立人が本件契約締結時に他行とデリバティブ取引を行っていることを知らなかった。 ・当行は、A社社長に対し、具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 23 年 11 月 9 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	23 年度(あ)第 363 号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の解約要求

申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたものの、為替変動の影響は一定程度販売価格に転嫁できたため、本件契約のヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、解約清算金等の具体的な金額をよく認識しておらず、具体的なリスク及び解約清算金等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流や輸入仕入額を把握した上、A社に為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。仕入価格の影響が販売価格に転嫁できることは認識していなかった。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容及び具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年10月25日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の仕入価格と販売価格との関係、リスク対象額の把握やヘッジ比率の検証が必ずしも十分とはいえなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成23年12月28日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第367号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられたデリバティブ取引の損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引について発生した損害の賠償を求める。 ・当社は、海外で製造された商品を直接外貨建て又は国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は、商品を海外から直接外貨建てで輸入しており、一定の為替リスクヘッジ

	<p>ニーズが存在していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ただし、当社の実需を勘案すれば本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスクをよく認識しておらず、円高時のリスクについて十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流や仕入額を把握した上、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年11月22日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第368号
申立ての概要	不十分な財務耐久性の検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。海外から直接外貨建てで輸入している部分については、為替リスクを販売価格に転嫁することができないことから、一定の為替リスクヘッジニーズが存在している。ただし、本件契約の取引高は過大であり、また、本件契約による為替損失は当社の財務耐久力を超えるものである。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受け、当社社長が本件契約に関する契約書等に記名押印をした。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、結果としてヘッジ比率がやや過大であったこと及びA社の財務耐久性の検証が不十分であったことは認める。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約の内容について十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金の一部を負担する用意がある。
あっせん	【申立受理→あっせん打ち切り】

手続の結果	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年11月7日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成23年11月16日付けであっせん手続を打ち切った。
-------	--

事案番号	23年度(あ)第371号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、国内の企業からは円建てで、海外の企業からは外貨建てで商材を仕入れ、国内の企業に円建てで販売している。 ・海外から直接外貨建てで輸入していた商材については、為替相場変動の影響を販売価格に転嫁できなかったため、一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。当時、他の金融機関とはデリバティブ取引を行っていない。 ・当社は、B銀行担当者から、本件契約の内容やリスク等のデメリットについて、十分な説明を受けておらず、理解も不十分であり、B銀行担当者から勧められるがまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取により、A社の商流や仕入額を把握した上、海外から商材を直接輸入し、外貨決済を行っていることから為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の財務状況や仕入額から見て、本件契約の取引額は適切なものであったと考えている。 ・当行は、A社社長からの聴取により、A社は本件契約締結時に他行とデリバティブ取引を行っていたと認識していた。 ・当行は、A社社長に対し、具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年11月18日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成23年12月12日付けであっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第372号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、主として、海外で製造された商品を直接外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、その円高リスクや原則解約ができないことを十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流や輸入仕入額を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年10月31日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ比率の検証等が必ずしも十分とはいえなかったこと等を指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成23年12月27日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	23年度(あ)第385号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引について損害を賠償することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を直接外貨建て又は国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社の仕入価格は為替変動の影響を受ける一方、当社はこれを販売価格に転

	<p>嫁することは困難であったため、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社社長は、本件契約の取引内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、円高時の差損、解約清算金がかかる点について理解していない。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流や輸入仕入額を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約の内容及びリスク等について、関係資料を用いて十分な説明を行っており、当行の説明方法やA社の理解に問題はなかったと認識している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年12月1日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第422号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。海外から直接外貨建てで輸入しているものは、為替変動の影響を商品の販売価格に転嫁することはできないため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスク等については十分に説明を受けないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社が直接貿易をしていることや輸入仕入額を把握した上、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。ヘッジ比率の設定及び財務耐久性の検証の点においても、問題はなかったと判断している。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容について十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年11月25日、A社とB銀行から事情聴取を行った。

	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。
--	---

事案番号	23年度(あ)第425号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引について発生した損害の賠償を求める。 ・当社は、海外から外貨建てで仕入れた商品を国内において円建てで販売していることから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズは存在した。 ・B銀行担当者から、本件契約の商品内容として円高時の為替差損、解約清算金等について具体的な説明を受けておらず、執拗な勧誘を断りきれずに本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、本件紛争については、既に訴訟を提起しており、民事訴訟手続において解決を図る意向であるため、あっせん手続の打ち切りを求める。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年11月18日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第429号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引について損害を賠償することを求める。 ・当社は、主として、海外から商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売しているため、当該輸入分について、当社に一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたことは認める。 ・当社は、B銀行担当者から一定の為替レートより円安になることはないとの説明を受け、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取により、A社が直接貿易をしていることや輸入仕入額を把握した上、A社に為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社のヘッジニーズや財務耐久性の検証において不十分な点は特に

	<p>なかったと考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年12月12日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第436号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	個人(個人事業主)
申立人(Aさん) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・私は、海外から商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。直接貿易の形態であり、一定の為替リスクヘッジニーズは存在していた。 ・しかし、本件契約の取引内容について私が理解していたものと異なるものであり、説明不十分であった。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、Aさんからの聴取等により、Aさんが直接貿易をしていることや輸入仕入額を把握した上、一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、本件契約のヘッジ比率や財務耐久性の検証に不十分な点があったとは考えていない。 ・当行は、Aさんに対し、本件契約の内容や具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年11月30日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第471号
申立ての概要	不十分な財務耐久性の検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人

<p>申立人(A社)の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外で製造された商品を直接外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売しているため、その部分については、為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、本件契約の取引内容について、B銀行担当者から説明を受けた上で本件契約の締結に至った。しかし、本件契約に係る為替差損が本業を圧迫している。
<p>相手方銀行(B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社からの聴取等により、A社が直接貿易をしていることや輸入仕入額を把握した上で、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあることを確認し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社のヘッジ比率や財務耐久性について十分に検証を行っていた。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容や具体的リスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。
<p>あっせん手続の結果</p>	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年12月6日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成23年12月8日付けであっせん手続を打ち切った。

<p>事案番号</p>	<p>23年度(あ)第490号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>法人</p>
<p>申立人(A社)の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、仕入商品の一部について、海外で製造された商品を直接外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。 ・当社は、為替相場変動の影響を販売価格に転嫁できていたため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、解約清算金等の具体的金額等のリスクを十分に説明されず、これらについて十分に理解することなく、本件契約を締結した。
<p>相手方銀行(B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社担当者からの聴取等により、A社の商流を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の実際の商流や仕入額等を聴取により確認した。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社担当者に対し、本件契約内容及び具体的リスク等について十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年12月16日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成23年12月21日付けであっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第496号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、海外の会社が提供するサービスを直接外貨建て又は国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売しており、外貨建ての直接貿易の部分については一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。円建て取引については為替リスクヘッジニーズがなかった。 ・本件契約の取引額は、当社の実需を超えたものであり、ヘッジ比率は過大であった。 ・当社は、本件契約の取引内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けておらず、正確な理解のないまま本件契約を締結した。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流や輸入仕入額を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年12月19日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第502号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。 ・当社は、商品の一部について、海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。 ・当社は、当社の商流等から、為替相場変動の影響を受けていたため、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時の具体的リスク等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社が直接貿易をしていることや輸入仕入額を把握した上、A社に為替リスクヘッジニーズがあることを把握し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社の外貨実需額の把握が十分ではなかったことは認める。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年12月16日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第503号
申立ての概要	不十分なヘッジニーズの検証で締結させられたデリバティブ取引の無効確認
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引が無効であることの確認を求める。 ・当社は、海外の会社が提供するサービスを直接外貨建て又は国内の会社を通じて円建てで仕入れ、国内において円建てで販売しているため、外貨建ての直接貿易の部分については一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・もっとも、円建ての間接貿易の部分については為替の影響を受けていなかったため、当社の実需等を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、本件契約の取引内容について、B銀行担当者から誤った説明を受けており、その内容を前提に本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社社長からの聴取等により、A社の商流や輸入仕入額を把握した上、A社に一定の為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社社長に対し、本件契約内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年12月12日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、平成23年12月19日付けであっせん手続を打ち切った。

事案番号	23年度(あ)第524号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引について損害を賠償することを求める。 ・当社は、海外から商品を外貨建て又は円建てで輸入し、国内において円建てで販売している。外貨建ての直接貿易の部分については、当社に一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。 ・当社は、本件契約の取引内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けないまま本件契約の締結に至った。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行は、A社担当者からの聴取により、A社の商流や仕入額を把握した上、A社に為替リスクヘッジニーズがあると判断し、本件契約の勧誘に至った。 ・当行は、A社から聴取した他行分のデリバティブ取引を考慮しても、A社のヘッジ比率や財務耐久性の検証で不十分な点は特になかったと考えている。 ・当行は、A社担当者に対し、本件契約内容等について十分な説明を行っており、当行の説明方法等に関して問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年12月21日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

以上